

講習スケジュール表の「講師の氏名」の記載と齟齬がないようにしてください。

入 国 後 講 習 実 施 予 定 表

作成日：20△△年 △△月 △△日

由 語 者（実習室協者）：社会福祉法人 ○○会

日本語科目の講義を行う講師

氏 名 港 機子
職 業 日本語講師
所 属 機 関 ●●日本語学校（株）
専門的知識の経歴 日本語教育能力検定試験 合格

日本語科目の講師要件に該当する必要があります。

○日本語科目の講師の誓約書（介護参考様式第4－1号）

○日本語科目の講師の履歴書（介護参考様式第5号）

を合わせて提出してください。

技能等の修得等に資する知識の科目の講義を行う講師

氏 名 介護 優子
職 業 ○○株式会社 職員
所 属 機 関 ○○株式会社
専門的知識の経歴 ○○株式会社において19△△年△△月△△日
として、生活支援技術等の講義を教授

技能等の修得等に資する知識の科目の講師要件に該当する必要があります。

○技能等の修得等に資する知識の科目の講師の誓約書

（介護参考様式第6号）

○技能等の修得等に資する知識の科目の講師の履歴書

（介護参考様式第7号）

を合わせて提出してください。

講習期間 20**年 7月 1日 ～ 20**年 8月

1. 日本語科目 講 習 内 容		合計 時間	時間数											
			1 月 目	2 月 目	3 月 目	4 月 目	5 月 目	6 月 目	7 月 目	8 月 目	9 月 目	10 月 目	11 月 目	12 月 目
1	総合日本語	●●	●●											
2	聴解	●●	●●											
3	読解	●●	●●											
4	文字	●●	●●											
5	発音	●●	●●											
6	会話	●●	●●											
7	作文	●●	●●											
8	介護の日本語	●●	●●											
合 計 時 間		120h	120h	h	h	h	h	h	h	h	h	h	h	h

入国前講習にて日本語科目の講習を行い、入国後講習では2分の1を上限に本科目の時間数を短縮する場合の例

【日本語科目・技能等の修得に資する知識の科目】

介護職種運用要領において「教育内容」「標準時間数」が定められています。

また、教育内容ごとに時間数の下限が定められており、これを下回る場合は、告示の要件を満たしていると認められません。

入国前講習を行った場合、2分の1を上限として時間数を短縮できます。

詳しくは介護職種運用要領をご覧ください。

2. 技能等の修得等に資する知識の科目

講 習 内 容		合計 時間	時間数											
			1月 目	2月 目	3月 目	4月 目	5月 目	6月 目	7月 目	8月 目	9月 目	10月 目	11月 目	12月 目
1	介護の基本Ⅰ・Ⅱ	●	●	入国前講習にて技能等の修得等に資する知識の科目の講習を行わず（0時間）、入国後講習で42時間を行う場合の例										
2	コミュニケーション技術	●	●											
3	移動の介護	●	●											
4	食事の介護	●	●											
5	排泄の介護	●	●											
6	衣服の着脱の介護	●	●	●										
7	入浴・身体の清潔の介護	●	●	●										
合 計 時 間		42h	●● h	●● h	h	h	h	h	h	h	h	h	h	h

【参考】

【日本語教育の教育内容と時間数】

教 育 内 容	入国時N4程度の場合の 標準時間数（括弧内は下限）	入国時N3程度の場合の 標準時間数（括弧内は下限）
総合日本語	100時間（下限90）	規定なし
聴 解	20時間（下限18）	規定なし
読 解	13時間（下限11）	規定なし
文 字	27時間（下限24）	規定なし
発 音	7時間（下限 6）	7時間（下限 6）
会 話	27時間（下限24）	27時間（下限24）
作 文	6時間（下限 5）	6時間（下限 5）
介護の日本語	40時間（下限36）	40時間（下限36）
合 計	240時間	80時間

【介護職種の技能等の習得に資する知識の科目の教育内容と時間数】

教 育 内 容	時間数
介護の基本Ⅰ・Ⅱ	6時間
コミュニケーション技術	6時間
移動の介護	6時間
食事の介護	6時間
排泄の介護	6時間
衣服の着脱の介護	6時間
入浴・身体の清潔の介護	6時間
合 計	42時間